

会社の勤務指定のここはおかしいぞ！ シリーズ②

年休失効はあい得ない！②

要員確保は会社の義務！

全社員の皆さん、本紙No.2228で「年休は労働者の権利」について説明しました。ところで、「労働者の権利だといっても、現に会社は年休をくれないんじゃないか」「鉄道業だからやむを得ない」と思った方がいるかと思います。

労働基準法第39条5項は、「請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる」と謳っています。会社はこの条項を隠れ蓑としています。しかし会社は、これすら違反しているのです。会社は「適正な要員は責任を持って確保している」と口癖のように言っています。鉄道業だから代替え要員がいなければ、列車の運行に支障をきたします。「だから、仕方がないね」とはなりません。

年休付与のために会社は、**代替え要員を確保**しなければなりません。具体的には、予備要員の確保であり、それによれない場合は、休日勤務で仕事をして構わない人を確保することです。停止位置不良やドア扱い不良など、業務上のミスはつきものですが、その場合は必ず乗務停止＝代替え要員を確保します。要員がいなければ、乗務停止にしなくても良いのではないのでしょうか。「西日本JRバス事件」裁判では、**慢性的要員不足は代替え要員確保義務に違反**するとしています。つまり、**慢性的要員不足は理由にならない**、ということです。

おさらい

要員がいらないから年休は取れない……………×

会社は要員を確保し、年休は確実に与える…○